

特定非営利活動法人 ICOCO 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 ICOCO という。英語表記は「ICOCO, Nonprofit Organization」とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、障がい者や社会的に就労が困難な方に対して、就労支援事業等を通じて自立と社会参加を促進し、誰もが尊重され共に生きる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの運営
- (5) 就労支援に係る福祉製品・アート雑貨の製作販売
- (6) 就労支援に係る福祉・美容・アートに関する講演会・研修・セミナー等の開催ならびにこれらに伴う修了証の発行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名～5名

(2) 監事 1名～2名

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 奥村弘崇

副理事長 藤原恵子

理事 東美苗子

監事 尾崎陽菜

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 1,000 円

正会員会費 5,000 円/年

(2) 賛助会員入会金 一口 500 円（一口以上）

賛助会員会費 一口 3,000 円（一口以上）/年

役員名簿

特定非営利活動法人 ICOCO

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	奥村弘崇		有
副理事長	藤原恵子		無
理事	東美苗子		無
監事	尾崎陽菜		無

(備考)

- 1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「報酬の有無」は, 全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」, 「住所又は居所」の欄には, 京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名, 住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には, 定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」, 報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は, 3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

設立趣旨書

1 趣旨

現代社会において、障がいや病気、精神的な不調、家庭環境や経済状況など、さまざまな要因により就労や社会参加が難しくなっている方が数多く存在します。一方で、「働くことを通じて自立したい」「社会とつながりを持ちたい」と願う人は多く、地域の中で切れ目なく支える仕組みづくりが求められています。

京都市下京区においても、うつ、不安症、適応障害、統合失調症などの精神科領域の課題を背景に、生活リズムの乱れや対人不安、孤立、自己肯定感の低下から、就労に踏み出せない、就職しても短期離職を繰り返すといった状況が見受けられます。また、指定難病やパーキンソン病など、継続的な医療的支援を必要とする方々においても、在宅療養の安定と社会参加の両立が課題となっています。

私たちは、2018年より京都市下京区に根ざして訪問看護を行い、精神科領域および難病等の在宅療養を支えてきました。その中で、医療的には状態が落ち着いても「治療の先」にある暮らしや社会参加が繋がらず、支援が途切れてしまう現実を数多く経験しました。そこで2022年より、同じく下京区で就労継続支援（B型）を中心とした就労支援を開始し、作業習慣の形成、体調に合わせた働き方、コミュニケーション練習、自己理解の促進などを通じて、段階的に社会参加を支える取り組みを重ねてきました。

さらに2026年からは、就労移行支援を本格的に展開し、就労訓練から就職活動支援、就職後の定着支援までを一貫して行います。主な対象は、精神的な不調や発達特性等により社会参加が難しくなりやすい若年女性を中心に想定し、医療機関・訪問看護・関係支援機関との連携により、生活・健康面の安定を土台にした「継続できる就労」を実現します。職種訓練としては、PC（基礎事務、入力、文書作成等）、接客補助（受付補助、接客練習等）、デザイン補助（簡易制作、素材整理、印刷準備等）などを段階的に実践し、希望者には地域特性（観光・文化・撮影・ブライダル等）も踏まえ、ヘアメイク・着付けに関する補助業務・準備作業等の職業訓練も取り入れます。

また、私たちは地域との協働を通じて、アートやデザイン、クラフト制作など「創造」を軸にした活動を進め、自己表現や役割づくりの機会を広げます。「できないこと」ではなく「できること」に光を当て、誰もが地域の一員として尊重される循環型の地域共生モデルを、京都・下京から育てていくことが私たちの使命です。

なぜ特定非営利活動法人化が必要なのかについては、これまでの活動を継続的・安定的に推進し、地域に定着させていくためには、任意団体の枠組みでは資金調達・契約・対外的な信用の面で限界があること、また医療・行政・企業等との連携をより強固にし、継続的な支援体制（就労移行・定着支援・多職種連携）を構築するためには、社会的に認められた公的性格を有する組織として運営していくことが不可欠であると判断したためです。

本法人は、多職種連携を基盤とした支援体制を整えます。副理事長の藤原は看護師免許および美容師免許を有し、生活・健康面の支援と、身だしなみ・表現支援（ヘアメイク・着付け等を

含む)を職業訓練の一環として提供します。加えて、職員には心理士資格を有する者が在籍し、心理的側面への理解を踏まえた伴走により、就労準備から就職後の定着までをより確かなものにします。

法人化により、支援を必要とする方々に対して、より安定した運営体制のもとで、医療・看護・福祉・就労が分断されない一貫支援を提供するとともに、地域企業・店舗との協働や地域行事への参画を通じて、福祉と地域経済の架け橋となる活動を広げ、地域全体への社会貢献を一層推進してまいります。

2 申請に至るまでの経過

- 2018年3月1日 京都市下京区にて訪問看護事業を開始(精神科領域：うつ、不安症、適応障害、統合失調症等/難病領域：指定難病、パーキンソン病等)
- 2022年2月21日 京都市下京区にて就労継続支援(B型)を中心とした就労支援を開始
- 2024年4月～ 就労移行支援の開設準備(訓練プログラム設計、医療・企業・地域連携の構築)
- 2025年4月1日 法人設立準備会(発起人会)を開催
- 2025年10月1日 定款(案)作成、役員体制の確定、申請書類の整備
- 2025年11月1日 設立趣旨書作成
- 2025年12月1日 設立総会開催
- 2026年4月1日 就労移行支援事業 開始予定

令和7年(2025年)12月1日

特定非営利活動法人 ICOCO

設立代表者 住所

氏名 奥村 弘崇

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和9年3月31日 まで

特定非営利活動法人 ICOCO

1 事業実施の方針

- 設立当初の事業年度は、就労移行支援事業（定員 20 名）を中心に、医療・看護・心理・就労が分断されない一貫支援を確実に実施する。
- 就労継続支援（B 型）との連携により、利用者の状態・希望に応じた段階的な就労ステップを整備する。
- 地域企業・店舗等との協働を進め、実習機会の創出、就職先の開拓、就職後の職場定着支援を強化する。
- 本法人の事業内容をより多くの市民・関係機関に周知するため、ホームページ・広報媒体の整備、説明会の実施を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労準備性の評価、アセスメント、個別支援計画の作成 ・ 職業訓練（PC 基礎事務、入力、文書作成／接客・受付補助、接客練習／デザイン補助、印刷準備 等） ・ 希望者への美容関連補助訓練（ヘアメイク・着付けの準備／補助業務 等） ・ 就職活動支援（応募書類、面接練習、実習調整） ・ 就職後の職場定着支援（職場訪問、企業連絡、生活面の助言） 	(A) 原則：平日（月～金） 9:30～15:30 （開所日：年 240 日程度） (B) 主たる事務所（京都市下京区七条通新町東入る西境町 163 番地 京都駅前増井ビル 5 階） および実習先企業等 (C) 8 人（管理者・サービス管理責任者等含む）	(D) 精神的な不調や発達特性等により就労が困難となりやすい方 （主に若年女性を想定） (E) 20 人
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援・地域定着支援の観点から、生活課題（健康・服薬・住環境・金銭・家 	(A) 随時（個別支援計画に基づき実施） (B) 主たる事務所（京都市下京区七条通新町東入る西境町 163	(D) 就労継続・就職定着に生活・健康面の支援が必要な利用者

<p>づく一般相談支援事業</p>	<p>族関係等)の整理と支援方針の立案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、訪問看護、行政、関係支援機関との連絡調整(必要に応じて同行・情報共有・受診調整) ・体調・生活リズムの安定に向けた相談支援(就労継続・定着の土台づくり) ・心理士等による心理面の相談対応、困りごとの見立てと支援機関への橋渡し 	<p>番地 京都駅前増井ビル5階)および連携機関(C)3人</p>	<p>(E)20人(就労移行利用者等</p>
<p>(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画(計画相談支援)の作成、支給決定後のサービス利用開始支援 ・モニタリング(定期面談・状況評価)と計画の見直し、必要サービスの追加・変更の調整 ・関係機関会議(担当者会議等)の開催・参加、情報共有と役割分担の明確化 ・就労移行やB型等の利用に関する選択整理、体験利用の調整、移行時の引継ぎ 	<p>(A)平日(月～金)(連携先の開所日に準ずる) (B)連携先B型事業所および主たる事務所 (C)4人</p>	<p>(D)就労継続支援(B型)利用者および就労移行への移行希望者 (E)延べ30人(連携対象)</p>
<p>(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における居場所・社会参加の機会提供(交流、学習、創作、就労準備プログラム等) ・企業・店舗・関係機関との協働による体験機会の企画・調整(見学、実習、ボランティア等) ・就労に向けた地域資源の開拓、本人の希望に沿った参加先の調整 ・就職後の定着支援のための地域連携(企業 	<p>(A)随時(企業訪問・面談等) (B)京都市下京区内外の企業・店舗等および主たる事務所 (C)3人</p>	<p>(D)就職を希望する利用者、協力企業・店舗等 (E)企業10社/利用者20人</p>

	面談、課題整理、必要機関へのつなぎ)		
(5)就労支援に係る福祉製品・アート雑貨の製作販売	<ul style="list-style-type: none"> ・創作活動による自己表現と役割づくり・製品開発・制作体験 (icoco worksブランド等)、簡易な工程分担による作業経験 ・地域イベント等での出展・発表の機会提供 (社会参加) ・販売を通じた対人スキル・達成感の形成 	<p>(A) 月4回程度 (週1回)</p> <p>(B) 主たる事務所 (京都市下京区七条通新町東入る西境町163番地 京都駅前増井ビル5階) および地域イベント会場</p> <p>(B) 4人</p>	<p>(D) 社会参加の機会づくりを必要とする利用者および地域住民</p> <p>(E) 利用者20人/地域参加者延べ50人</p>
(5)就労支援に係る福祉・美容・アートに関する講演会・研修・セミナー等の開催ならびにこれらに伴う修了証の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関向け説明会、地域向け啓発 (障がい理解、就労支援の周知) ・法定/必須研修の実施 (虐待防止、身体拘束適正化、感染症対策、個人情報保護等) ・研修実施記録の整備、必要に応じた修了証の発行 	<p>(A) 年4回程度 (四半期に1回)</p> <p>(B) 主たる事務所 (京都市下京区七条通新町東入る西境町163番地 京都駅前増井ビル5階) またはオンライン</p> <p>(C) 3人</p>	<p>(D) 地域住民、関係機関職員、協力企業等</p> <p>(E) 各回30人</p>
(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ/SNS等の整備、パンフレット作成、広報媒体の更新 ・相談窓口の整備 (問い合わせ対応、見学会の実施、関係機関への周知) ・地域ネットワークづくり (連携会議参加、関係機関訪問等) 	<p>(A) 通年 (随時)</p> <p>(B) 主たる事務所 (京都市下京区七条通新町東入る西境町163番地 京都駅前増井ビル5階) またはオンライン</p> <p>(C) 2人</p>	<p>(D) 支援を必要とする市民、家族、関係機関</p> <p>(E) 延べ200件 (相談・見学等)</p>

翌事業年度の事業計画書

令和9年4月1日 から 令和 10年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人 ICOCO

1 事業実施の方針

- 本事業年度は、就労移行支援事業（定員 20 名）を中心に、医療・看護・心理・就労が分断されない一貫支援を確実に実施する。
- 就労継続支援（B 型）との連携により、利用者の状態・希望に応じた段階的な就労ステップを整備する。
- 地域企業・店舗等との協働を進め、実習機会の創出、就職先の開拓、就職後の職場定着支援を強化する。
- 本法人の事業内容をより多くの市民・関係機関に周知するため、ホームページ・広報媒体の整備、説明会の実施を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労準備性の評価、アセスメント、個別支援計画の作成 ・ 職業訓練（PC 基礎事務、入力、文書作成／接客・受付補助、接客練習／デザイン補助、印刷準備 等） ・ 希望者への美容関連補助訓練（ヘアメイク・着付けの準備／補助業務 等） ・ 就職活動支援（応募書類、面接練習、実習調整） ・ 就職後の職場定着支援（職場訪問、企業連絡、生活面の助言） 	(A) 原則：平日（月～金） 9:30～15:30（開所日：年 240 日程度） (B) 主たる事務所（京都市下 京区七条通新町東入る西境町 163 番地 京都駅前増井ビル 5 階）および実習先企業等 (C) 8 人（管理者・サービス 管理責任者等含む）	(D) 精神的な不調や発達特性等により就労が困難となりやすい方（主に若年女性を想定） (E) 20 人
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援・地域定着支援の観点から、生活課題（健康・服薬・住環境・金銭・家族関係等）の整理と支援方針の立案 	(A) 随時（個別支援計画に基づき実施） (B) 主たる事務所（京都市下 京区七条通新町東入る西境町 163 番地 京都駅前増井ビル 5 階）および連携機関	(D) 就労継続・就職定着に生活・健康面の支援が必要な利用者 (E) 20 人（就労移行利用者等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、訪問看護、行政、関係支援機関との連絡調整（必要に応じて同行・情報共有・受診調整） ・体調・生活リズムの安定に向けた相談支援（就労継続・定着の土台づくり） ・心理士等による心理面の相談対応、困りごとの見立てと支援機関への橋渡し 	(C) 3 人	
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画（計画相談支援）の作成、支給決定後のサービス利用開始支援 ・モニタリング（定期面談・状況評価）と計画の見直し、必要サービスの追加・変更の調整 ・関係機関会議（担当者会議等）の開催・参加、情報共有と役割分担の明確化 ・就労移行や B 型等の利用に関する選択整理、体験利用の調整、移行時の引継ぎ 	<p>(A) 平日（月～金）（連携先の開所日に準ずる）</p> <p>(B) 連携先 B 型事業所および主たる事務所</p> <p>(C) 4 人</p>	<p>(D) 就労継続支援（B 型）利用者および就労移行への移行希望者</p> <p>(E) 延べ 30 人（連携対象）</p>
(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における居場所・社会参加の機会提供（交流、学習、創作、就労準備プログラム等） ・企業・店舗・関係機関との協働による体験機会の企画・調整（見学、実習、ボランティア等） ・就労に向けた地域資源の開拓、本人の希望に沿った参加先の調整 ・就職後の定着支援のための地域連携（企業面談、課題整理、必要機関へのつなぎ） 	<p>(A) 随時（企業訪問・面談等）</p> <p>(B) 京都市下京区内外の企業・店舗等および主たる事務所</p> <p>(C) 3 人</p>	<p>(D) 就職を希望する利用者、協力企業・店舗等</p> <p>(E) 企業 10 社／利用者 20 人</p>
(5) 就労支援に係る福祉製品・アート雑貨の製作販売	<ul style="list-style-type: none"> ・創作活動による自己表現と役割づくり 	<p>(A) 月 4 回程度（週 1 回）</p> <p>(B) 主たる事務所（京都市下京区七条通新町東入る西境町</p>	<p>(D) 社会参加の機会づくりを必要とする利用者および地域住民</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・製品開発・制作体験（icoco works ブランド等）、簡易な工程分担による作業経験 ・地域イベント等での出展・発表の機会提供（社会参加） ・販売を通じた対人スキル・達成感の形成 	<p>163 番地 京都駅前増井ビル 5 階）および地域イベント会場 (C)4 人</p>	(E)利用者 20 人／地域参加者延べ 50 人
(6)就労支援に係る福祉・美容・アートに関する講演会・研修・セミナー等の開催ならびにこれらに伴う修了証の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関向け説明会、地域向け啓発（障がい理解、就労支援の周知） ・法定/必須研修の実施（虐待防止、身体拘束適正化、感染症対策、個人情報保護 等） ・研修実施記録の整備、必要に応じた修了証の発行 	<p>(A)年 4 回程度（四半期に 1 回） (B)主たる事務所（京都市下京区七条通新町東入る西境町 163 番地 京都駅前増井ビル 5 階）またはオンライン (C)3 人</p>	(D)地域住民、関係機関職員、協力企業等 (E) 各回 30 人
(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ/SNS 等の整備、パンフレット作成、広報媒体の更新 ・相談窓口の整備（問い合わせ対応、見学会の実施、関係機関への周知） ・地域ネットワークづくり（連携会議参加、関係機関訪問等） 	<p>(A)通年（随時） (B)主たる事務所（京都市下京区七条通新町東入る西境町 163 番地 京都駅前増井ビル 5 階）またはオンライン (C)2 人</p>	(D)支援を必要とする市民、家族、関係機関 (E)延べ 200 件（相談・見学等）

設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人 ICOCO

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金	120,000		
賛助会員入会金	120,000	240,000	
2. 受取寄附金			
一般寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
助成金等	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
障害福祉サービス等事業収益(就労移行)	43,760,000	43,760,000	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			45,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	22,000,000		
賞与	800,000		
法定福利費	3,200,000		
臨時雇賃金(非常勤)	0		
人件費計	26,000,000		
(2) その他経費			
施設関連費(賃借料・光熱水費)	6,600,000		
消耗品費	1,200,000		
通信運搬費	300,000		
旅費交通費	600,000		
研修・会議費	300,000		
委託費・広報費等	2,900,000		
その他経費計	11,900,000		
事業費計		37,900,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	3,500,000		
賞与	0		
法定福利費	700,000		
臨時雇賃金(非常勤)	0		
人件費計	4,200,000		
(2) その他経費			
事務費(消耗品・通信等)	500,000		
委託費(会計・監査等)	800,000		
会議・旅費交通費	300,000		
租税公課・手数料・保険料	400,000		
予備費	1,200,000		
その他経費計	3,200,000		
管理費計		7,400,000	
経常費用計			45,300,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度活動予算書

特定非営利活動法人 ICOCO

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金	120,000		
賛助会員入会金	120,000	240,000	
2. 受取寄附金			
一般寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
助成金等	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
障害福祉サービス等事業収益(就労移行)	43,760,000	43,760,000	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			45,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	22,000,000		
賞与	800,000		
法定福利費	3,200,000		
臨時雇賃金(非常勤)	0		
人件費計	26,000,000		
(2) その他経費			
施設関連費(賃借料・光熱水費)	6,600,000		
消耗品費	1,200,000		
通信運搬費	300,000		
旅費交通費	600,000		
研修・会議費	300,000		
委託費・広報費等	2,900,000		
その他経費計	11,900,000		
事業費計		37,900,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	3,500,000		
賞与	0		
法定福利費	700,000		
臨時雇賃金(非常勤)	0		
人件費計	4,200,000		
(2) その他経費			
事務費(消耗品・通信等)	500,000		
委託費(会計・監査等)	800,000		
会議・旅費交通費	300,000		
租税公課・手数料・保険料	400,000		
予備費	1,200,000		
その他経費計	3,200,000		
管理費計		7,400,000	
経常費用計			45,300,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0